

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	リサイクルハウスかざぐるま箱崎町電動シャッター改修工事
2 施 行 場 所	中央区日本橋箱崎町36番15号
3 対 象 業 種	シャッター
4 工 事 概 要	電動シャッター改修工事 一式
5 工 期	令和4年6月10日まで
6 契 約 金 額	3,850,000円（税込）
7 契 約 締 結 日	令和4年4月1日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	東京都豊島区南大塚一丁目1番4号 株式会社鈴木シャッター 取締役社長 山本 慶一
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	<p>本工事は、電動シャッターの老朽化に伴うシャッター本体及び開閉器の交換である。</p> <p>電動シャッターの復旧は、破損した部位の交換及びガイドレールの補強を行うものであり、使用可能な部位は既存の設備をそのまま活用することから、当該製品を製造し、保守点検作業等が可能な業者により作業を行う必要がある。</p> <p>上記業者は、当該電動シャッターの製造と施工を行った会社であり、リサイクルハウスかざぐるま箱崎町における電動シャッターの定期的な保守点検作業の受注者である。</p> <p>以上のことから、当該電動シャッターの構造を熟知し、補修後の安全性の確保、効率的な作業対応が可能である同者と随意契約を締結するものである。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号